

議案第七十八号

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

港区立健康増進センター条例（平成八年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 利用者のうち、区規則で定める付帯設備を利用するものは、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において区規則で定める使用料を前納しなければならない。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表一の部中「四八〇円」を「五八〇円」に、「九六〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表二の部を次のように改める。

二 団体利用の場合の使用料

使 用 料

種 別	午前	午後	夜間
第一トレーニングルーム	一、六〇〇円 〔午後九時三十分から午後零時三十分まで〕	二、六〇〇円 〔午後一時三十分から午後四時三十分まで〕	三、六〇〇円 〔午後五時三十分から午後八時三十分まで〕

備考 第六条第三号に規定する団体以外の団体の使用料は、それぞれの使用料の倍額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立健康増進センター条例第九条第二項及び別表の規定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

健康増進センターの使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。